

3 規制を受けない広告物

(第6条第1項、第2項)

社会生活を営むうえで必要とされる最小限度の広告物は、規制の対象から除外されています。

要 件			
① 他法令の規定により設置されるものや、選挙運動のための貼り札、ポスターの類			
② 案内図その他公衆の利便に供するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び地方公共団体の公報資料及び広報資料 ・国及び地方公共団体の案内板及び掲示板 ・災害、伝染病の発生等における緊急な事項を告示するもの <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 国立公園及び国定公園の第二種特別地域、第三種特別地域及び神奈川県立自然公園の特別地域のうち第一種特別地域を除く地域において、店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所等、又は事業や営業を行っている土地へ案内及び誘導をするもので、地理的条件に照らして必要と認められるもので右の基準を満たすもの </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・一の広告物の表示面積が1㎡以下(国立公園の第二種特別地域及び第三種特別地域にあたっては5㎡以下) ・複数の広告物を統合する場合は、10㎡以下 ・高さは地上5m以下 ・光源を用いるものにあつては、動光、点滅を伴わないもの </td> </tr> </table>	国立公園及び国定公園の第二種特別地域、第三種特別地域及び神奈川県立自然公園の特別地域のうち第一種特別地域を除く地域において、店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所等、又は事業や営業を行っている土地へ案内及び誘導をするもので、地理的条件に照らして必要と認められるもので右の基準を満たすもの	<ul style="list-style-type: none"> ・一の広告物の表示面積が1㎡以下(国立公園の第二種特別地域及び第三種特別地域にあたっては5㎡以下) ・複数の広告物を統合する場合は、10㎡以下 ・高さは地上5m以下 ・光源を用いるものにあつては、動光、点滅を伴わないもの
国立公園及び国定公園の第二種特別地域、第三種特別地域及び神奈川県立自然公園の特別地域のうち第一種特別地域を除く地域において、店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所等、又は事業や営業を行っている土地へ案内及び誘導をするもので、地理的条件に照らして必要と認められるもので右の基準を満たすもの	<ul style="list-style-type: none"> ・一の広告物の表示面積が1㎡以下(国立公園の第二種特別地域及び第三種特別地域にあたっては5㎡以下) ・複数の広告物を統合する場合は、10㎡以下 ・高さは地上5m以下 ・光源を用いるものにあつては、動光、点滅を伴わないもの 		
③ 祭典用その他慣例上使用されるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・社寺、教会等の礼式や冠婚葬祭の際に掲出されるもの ・地方の年中行事のために表示又は設置されるもの 		
④ 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物で、周囲の景観に調和するものであり、営利を目的としないもの			
⑤ 電車又は自動車に表示するもので、右の要件を満たすもの	<ul style="list-style-type: none"> ・電車の車体に所有者の氏名、名称、商標又は所有者の事業や営業の内容を表示するもの ・自動車の車体に所有者や管理者の氏名、名称、店名、商標又は所有者や管理者の事業や営業の内容を表示するもの <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の使用の本拠地が、他の都道府県、政令市、中核市、屋外広告物条例を制定している景観行政団体である市町村の場合に、その都道府県市町村の条例の規定に従って表示するもの 		
⑥ 自己の氏名や営業の内容等を自己の住居、事業所、営業所等に表示又は設置するもの	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・自己の住宅又はその敷地内に自己の住所、氏名等を表示するもの ・自己の店舗、営業所、事業所やその敷地内に自己の所在、名称、屋号、商標、営業内容等を表示するもの </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が10㎡以下(禁止地域、広告景観形成地区にあつては5㎡以下) ・自己の営業に係る特定の商品名等を表示する場合は、その表示面積が全体の表示面積の2分の1以下 ・建築物の上部に突出するものにあつては、自然系許可地域及び住居系許可地域のうち第一種住居地域を除く地域においては、建築物の最高部を超えないもの。また、第一種住居地域、工業系許可地域、沿道系許可地域、商業系許可地域においては、建築物の屋根からの高さが4m以下 ・海水浴場開設期間中の海水浴場の区域における更衣休憩所、食堂、売店等の海水浴客の利便に供する専用施設に表示する場合にあつては、表示面積の合計が35㎡以下(建築物の上部に突出するもので、自然系許可地域及び住居系許可地域のうち第一種住居地域を除く地域においては、屋根の最高部から高さが2mを超えないもの) </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の住宅又はその敷地内に自己の住所、氏名等を表示するもの ・自己の店舗、営業所、事業所やその敷地内に自己の所在、名称、屋号、商標、営業内容等を表示するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が10㎡以下(禁止地域、広告景観形成地区にあつては5㎡以下) ・自己の営業に係る特定の商品名等を表示する場合は、その表示面積が全体の表示面積の2分の1以下 ・建築物の上部に突出するものにあつては、自然系許可地域及び住居系許可地域のうち第一種住居地域を除く地域においては、建築物の最高部を超えないもの。また、第一種住居地域、工業系許可地域、沿道系許可地域、商業系許可地域においては、建築物の屋根からの高さが4m以下 ・海水浴場開設期間中の海水浴場の区域における更衣休憩所、食堂、売店等の海水浴客の利便に供する専用施設に表示する場合にあつては、表示面積の合計が35㎡以下(建築物の上部に突出するもので、自然系許可地域及び住居系許可地域のうち第一種住居地域を除く地域においては、屋根の最高部から高さが2mを超えないもの)
<ul style="list-style-type: none"> ・自己の住宅又はその敷地内に自己の住所、氏名等を表示するもの ・自己の店舗、営業所、事業所やその敷地内に自己の所在、名称、屋号、商標、営業内容等を表示するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が10㎡以下(禁止地域、広告景観形成地区にあつては5㎡以下) ・自己の営業に係る特定の商品名等を表示する場合は、その表示面積が全体の表示面積の2分の1以下 ・建築物の上部に突出するものにあつては、自然系許可地域及び住居系許可地域のうち第一種住居地域を除く地域においては、建築物の最高部を超えないもの。また、第一種住居地域、工業系許可地域、沿道系許可地域、商業系許可地域においては、建築物の屋根からの高さが4m以下 ・海水浴場開設期間中の海水浴場の区域における更衣休憩所、食堂、売店等の海水浴客の利便に供する専用施設に表示する場合にあつては、表示面積の合計が35㎡以下(建築物の上部に突出するもので、自然系許可地域及び住居系許可地域のうち第一種住居地域を除く地域においては、屋根の最高部から高さが2mを超えないもの) 		

要 件	
⑦ 自己の管理する土地や物件に管理上の必要により表示又は設置するもの	・表示面積の合計が1㎡以下で、地上からの高さが2m以下
⑧ 国又は地方公共団体が設置し、又は保有する施設又は物件に寄附者名等を表示するもので右の要件をいずれも満たすもの	<ul style="list-style-type: none"> ・表示数は、1施設又は1物件当たり1個であるもの ・表示面積が、広告物を正面から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を1平面とみなしたものの面積の20分の1以下で、かつ、0.5平方メートル以下であるもの ・表示される者が寄附者であることが分かるもの
⑨ 営利を目的としない貼り紙、貼り札その他これに類するもので、右の基準、要件を満たすもの	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積が1㎡以下 ・政治団体、労働組合等の宣伝の用に供するもの又はその他営利を目的としないと認められる会合及び催物類の掲示をするもの
⑩ 国、公共団体、公益法人その他これに類する団体が表示又は設置するもので、公益上必要と認められるもの	

①～⑧は許可基準(第7条)の適用除外、禁止規定(第3条)の適用除外、許可手続き(第2条)が不要

⑨～⑩は許可手続き(第2条)が不要